

さいたま市談合情報対応要領

1 趣旨

この要領は、市が締結する請負等の契約に係る入札の適正を期する為、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定めるものとする。

2 談合情報の確認

(1) 市が締結する請負等の契約に係る入札について談合の事実を自ら発見した者（疑わしい場合も含む。）又は、談合情報に係る通報を受けた者は、次に掲げる事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号）を作成し、契約課長へ送付するものとする。

ア 談合の事実を自ら発見した場合（疑わしい場合も含む。）

- (ア) 日時
- (イ) 場所
- (ウ) 談合を特定する現場の状況
- (エ) その他

イ 通報を受けた場合

- (ア) 通報者の氏名・連絡先
- (イ) 入札対象工事等の名称
- (ウ) 入札(予定)日時・場所（発注機関名）
- (エ) 落札予定業者名・金額
- (オ) 談合等が行われた日時・場所
- (カ) 談合等に関与した業者名
- (キ) 談合等の方法
- (ク) その他必要事項

(2) 新聞等の報道により談合情報を把握したときは、契約課長は、当該報道機関に対して、取材、報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとし、(1)と同様に談合情報調書を作成するものとする。

(3) 通報者が明らかなきときは、契約課長は通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

(4) 契約課長は、談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道により談合情報を把握したときは、入札執行所管課に連絡し(1)と同様に談合情報調書を作成するものとする。

(5) 契約課長は、談合情報への対応に当たり、入札執行の判断に時間的余裕がないときにあつては入札日の延期又は入札開始時刻の繰下げし、入札開始後にあつては入札の中断又は延期をするものとする。

3 信憑性の判断及び不正行為の有無の判断

必要に応じて下記のとおり談合情報の信憑性及び不正行為の有無について判断するものとする。

- (1) 建設工事及び建設工事を伴う業務委託については、「さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会」に諮り判断するものとする。
- (2) 業務委託（建設工事を伴うものを除く。）については、「さいたま市業務委託業者選定委員会」に諮り判断するものとする。
- (3) 物品納入等については「さいたま市物品納入等業者選定委員会」に諮り判断するものとする。

4 落札者決定前に通報があった場合の措置

(1) 事情聴取

ア 契約課長は、談合情報について信憑性があると認められるときは、入札参加予定業者（共同企業体にあつては構成員。以下同じ。）のすべてから個別に事情聴取し、その内容について事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。

イ 事情聴取は、原則として入札日前に実施するが、時間的余裕がないときは入札を執行するか、入札を延期するかいずれかにより対応するものとする。

ウ 契約課長は、談合情報について信憑性がないと認められるときは、入札を執行し、入札結果が談合情報と一致している場合は、落札の決定を一時保留し、当該入札参加業者から事情聴取を実施するなど必要な措置を行うものとする。

エ 入札結果が談合情報と異なった場合は、契約を締結するものとする。

(2) 談合の事実があると認められる場合

契約課長は、事情聴取の結果、不正行為の事実があつたことを入札参加業者が認めたとき又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があつたことが明らかであると認められるときは、入札中止等の検討を行うものとする。

(3) 談合の事実があつたと認められない場合

ア 契約課長は、事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認されなかったときは、入札参加予定業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第3号）を自主的に提出させるものとする。

イ 契約課長は、入札執行後に不正行為の事実が明らかであると認めた場合は、入札指名通知書又は一般競争入札公告に基づき入札を無効とし契約を解除することがある旨の警告を發した上で、入札日時を定めて、入札の執行又は契約の締結をするものとする。

ウ 契約課長は、イに基づく入札を執行する場合、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出させるものとする。また、入札金額見積内訳書の内容に疑義があるときは、入札を保留し、対応方法について判断するものとする。

5 落札者決定後又は契約後に通報があった場合の措置

契約課長は、落札者決定後又は契約後（仮契約後も含む）に通報があつたとき、既に入札結果等を公表していることに留意しつつ、対応方法を判断するものとする。

(1) 事情聴取

ア 契約課長は、談合情報について信憑性があると認められるときは、入札参加業者から事情聴取を実施するものとする。

イ 契約課長は、談合情報について信憑性がないと認められるときは、契約を締結又は継続するものとする。

(2) 談合の事実があると認められる場合

契約課長は、事情聴取の結果、不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、入札の無効又は契約解除等について対応の検討を行うものとする。

(3) 談合の事実があると認められない場合

契約課長は、事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認されなかったときは、入札参加予定業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書(様式第3号)を自主的に提出させるものとする。

ア 契約課長は、入札執行後に不正行為の事実が明らかであると認めた場合は、入札指名通知書又は一般競争入札公告に基づき入札を無効とし契約を解除することがある旨の警告を発した上で、入札及び契約は無効となり、又は契約を解除する旨の警告を発した上で、契約の締結又は契約を継続するものとする。

6 談合等防止のための措置

契約課長は、談合等の防止を図るため、必要に応じて委員会に諮り、入札方法、その他談合等の防止を目的とする措置をとることができるものとする。

7 談合情報に対する処理の報告

契約課長は、談合情報に対する処理結果について、速やかに、談合情報処理書(様式第4号)を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書及び入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料、その他の関係書類を添えて、市長に報告するものとする。

8 公正取引委員会への資料送付

市長は、事情聴取を実施した談合情報についての9の資料を、逐次、公正取引委員会に対し様式第5号によりその事実を通知するものとする。ただし、状況に応じて取りまとめて通知することができるものとする。

9 警察への情報提供

契約管理部長は、事情聴取の結果、談合の事実があると認められる場合は、9の資料を、様式第6号により所管の警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、入札談合の情報の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

別紙

1 事情聴取

事情を聴取する相手は責任のある回答が得られる者とする。

- (1) 他社からの働きかけ等の談合の事実の有無（ある場合はその内容）
- (2) 入札金額（見積額）の算定方法及び体制
- (3) 談合の防止に対する取組み
- (4) 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）
- (5) その他

2 談合情報の信憑性の判断基準

談合情報の信憑性を判断するに当たっては、次の事項を総合的に勘案し判断することとする。

- (1) 入札・開札の日時
- (2) 入札件名
- (3) 入札方式
- (4) 落札予定者、落札予定金額
- (5) 談合の日時、場所、関与者、経過、結果
- (6) その他、談合が行われたことを推定させるような情報

3 さいたま市談合情報対応要領（以下「要領」という。）5の（1）イの入札結果が談合情報と一致している場合の判断基準

- (1) 落札予定者又は落札予定金額が一致
- (2) その他、必要に応じて委員会の判断による。

4 要領5の（3）ウ入札金額見積内訳書の取扱いについて

- (1) 入札金額見積内訳書は、見積った金額の根拠となる詳細な内訳書等の提出を求めることができる。
- (2) その他、落札者決定後又は契約後の場合における事情聴取時にも求めることができる。
- (3) 入札当日事情聴取を行うなど詳細な内訳書の提出が困難な場合、遅延なく提出させることとし、入札を執行する。
- (4) なお、提出された入札金額見積内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

談 合 情 報 調 書

1 通報を受けた日時

.....年.....月.....日.....時.....分

2 通報を受けた者

(職名) (氏名)

3 通報者

(1) 会社名 (報道機関名) 等

(2) 氏名

(3) 連絡先住所及び電話

(4) 通報手段 電話 書面 面接 報道 その他 ()

4 談合情報の内容

(1) 入札対象工事等の名称

(2) 入札 (予定) 日時

(3) 発注課等

(4) 落札予定業者 落札予定金額

(5) 談合が行われた日時

(6) 談合が行われた場所

(7) 談合に関与した業者名

(8) 談合の方法

(9) その他

事 情 聴 取 書

1 事情聴取日時

.....年.....月.....日.....時.....分

2 事情聴取場所.....

3 入札対象工事の名称.....

4 事情聴取対象業者名.....

5 事情聴取対象者.....

6 事情聴取者職名.....氏名.....

7 事情聴取内容.....

注) この事情聴取書は、業者ごとに作成すること。

誓 約 書

さいたま市長

下記の入札に関して、事前に談合の不正行為をした事実がなかったことを誓約いたします。

また、当該入札に関する談合の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札日

年 月 日

年 月 日

所在地又は住所

商号 又は 名称

(社印)

代表者氏名

㊟

代理人 役職名

代理人氏名

㊟

誓 約 書

さいたま市長

下記の入札に関して、事前に談合の不正行為をした事実がなかったことを誓約いたします。

また、当該入札に関する談合の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事の名称

2 入札日 年 月 日

年 月 日

共同企業体の名称

代 表 所在地又は住所
商号 又は 名称 (社印)

構成員 代 表 者 氏 名 (印)

所在地又は住所
構成員 商号 又は 名称 (社印)

代 表 者 氏 名 (印)

所在地又は住所
構成員 商号 又は 名称 (社印)

代 表 者 氏 名 (印)

代理人役職名
代理人 氏名 (印)

様式 3 - 3 号 (見積用)

誓 約 書

さいたま市長

下記の見積に関して、事前に談合の不正行為をした事実がなかったことを誓約いたします。

また、当該見積に関する談合の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、見積を無効とされ、又は、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

1 見積対象工事等の名称

2 見積日

年 月 日

年 月 日

所在地又は住所

商号 又は 名称

(社印)

代表者氏名

㊟

代理人 役職名

代理人氏名

㊟

談 合 情 報 処 理 書

1 入札対象工事等の名称

2 入札予定日時

年 月 日 時 分

3 入札執行日時

年 月 日 時 分

4 通報を受けた日時

(1) 日時

年 月 日 時 分

(2) 区分 (該当する記号を○で囲むこと。)

ア 指名・公告前 イ 入札日前 ウ 入札開始前 エ 落札者決定前
オ 落札者決定後 カ 仮契約後 キ 契約後 ク 着工後

5 談合情報の内容

別添の談合情報調書のとおり (信憑性： 有 無)

6 事情聴取

未実施 実施 (内容は別添の事情聴取書のとおり)

7 不正行為の事実の有無

有 無

8 処理経過・結果 (該当する番号を○で囲むこと。)

ア 誓約書の提出 イ 入札金額見積内訳書の提出 ウ 入札の中断
エ 入札の中止 オ 入札の無効 カ 契約の解除

9 特記事項

(注) 指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書及び入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料、その他の関係書類を添付すること。

様式第5号

財契契第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局情報管理室長 様

さいたま市長

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合の不正行為に関する情報について、下記の資料を送付します。

記

担当：財政局 契約管理部 契約課
電話：048（829）1898

様式第6号

財契契第 号
年 月 日

〇〇〇 警 察
警 察 署 長 様

契約管理部長

入札談合に関する資料の送付について

入札談合の不正行為に関する情報について、下記の資料を送付します。

担当：財政局 契約管理部 契約課
電話：048（829）1898